

安全な造林作業をめざして

一定着した送り刈り方式一

藪原・小木曾担当区事務所 青木 芳彦

翁 像 敏 道

はじめに

藪原営林署管内の作業地は、標高1,200～1,700mで、その6割が35度を超える急傾斜地であり、しかも全域が笹の密生地といった極めて厳しい作業環境の中にある。

当署では52年に「バス転落事故」、「雪崩滑落災害」と重大災害が相次ぎ、53年度より「重大災害零滅」及び「安全管理重点営林署」という二枚看板を持つ署に指定され、この汚名を晴らすべく全署員一丸となって、労働災害の防止に向けて努力しているところである。

すなわち「林道通行三原則」の制定、「雪崩災害防止期間」の設定等により、より具体的な安全活動の実践を行っているところである。

Ⅰ 造林作業の特徴

施設災害は、安全管理体制を強め基準、規則等を守ることによってある程度防止できるのに比べ、行動災害の排除は、作業者個人個人が自覚し、基本動作を守り、臨機の行動をとり得ない限り達成し得ないものである。

造林作業は足場の悪い斜面を相手の「面」の作業であって、行動災害が圧倒的に多いのが特徴である。作業者個人の技能は、地域、環境条件に応じそこで根ざして育ったもので、千差万別であり全国画一的に律することが難しく、林野庁並びに営林局制定の「造林作業基準」は、この面で一般的なものにならざるを得ないと考えられる。

このため現場では、既存の技能、作業方法を見なおし、おかれた環境に合致したものに築きあげ、それを修正しながら自分のものにしていくことが無災害への第一歩と考える。しかしながら、個別技能への介入は、熟練者がプライドを持ち、「自分の方法が一番よい」と思い込んでいることもあり、おのずと限度がある。

Ⅱ 送り刈り方式について

行動災害の絶滅は、「与えられ守られる安全」から一歩進んで、作業者自身が今一度、自己の動作・方法を見なおし、改善意欲を持ってその地域及び作業班に最もふさわしい技能を見出し、実践の積み重ねの中から順次定着化していくことにより達成できると信じている。

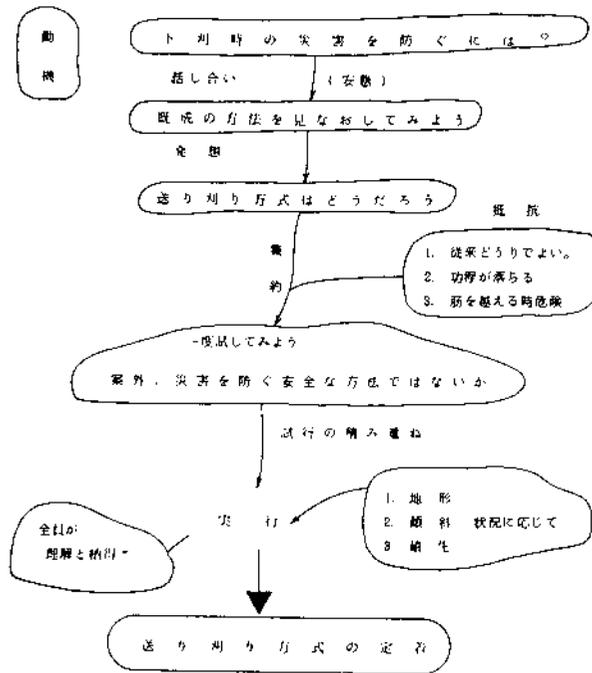
そこで、担当区で10数年間行なって完全に定着し、下刈作業において9年間無災害を続けている「送り刈り方式」をここに発表し、御批判をいただき今後の安全の糧にしたいと考える。

1. 送り刈り方式が生まれるまで

昭和36年ごろ安全懇談会において、「下刈時の災害を防ぐにはどうすれば良いだろうか」という話し合いをもったのが、この方式の生まれるキッカケである。

何か新しいものが現場に芽ばえ、定着するまでには幾多の困難性があるが、この方式についてこれらの経過等をまとめたのが図一1である。

図-1



2. 送り刈りの具体的方法

- (1) 地形、傾斜等を考えたうえ全員が一筋に入る。
- (2) Aの作業者は、Bの作業者が刈り始めた地点へ着いたら下の筋へ移行する。
- (3) Bの作業者は、Cの作業者が刈り始めた地点へ着いたら、その地点でAの作業者に声をかけAの作業者の刈った地点へ入る。この時Aの作業者は下の筋へ移行する。
- (4) Cの作業者は、Dの作業者が刈り始めた地点へ着いたら、Bの作業者に声をかけBの作業者の刈った地点へ入る。この時Bの作業者はAの作業者に声をかけてAの作業者の刈った地点へ入る。Aの作業者は下の筋へ移行する。
- (5) 以下同様に順次下方へと進む方式である。

図-2 送り刈り方式模式図 下刈 → 筋刈

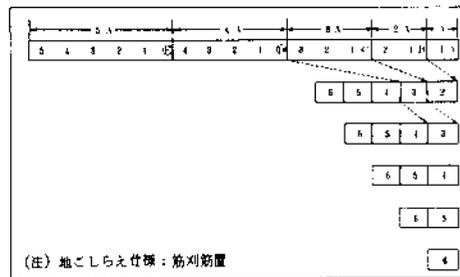


表-1

送り刈り方式の特長

- ア. 上下作業が完全に排除される。
- イ. 刈払いと歩行の適度な組み合わせのため疲労が少ない。
- ウ. 水泳競技的な心理状態にならないため、あせりからの不安全行動が除かれる。
- エ. 刈り幅が常に一定している。

おわりに

作業環境が複雑な造林作業において安全を確保するには、誰もが容易にかつ完全に行うことができるような作業の仕組み、道具の改善等を進めていく必要がある。本方式による無災害の記録を延ばすとともに、種々の改善に取り組み、安全作業確立のため更に努力してまいりたい。

助言

ミーティングの結果を実行に移したことが及びシステム化したことに意義があるが、動機づけの中で過去の災害事例の分析がはしかった。